

福岡県災害拠点精神科病院指定要綱

(目的)

第1条 本県における災害時の精神科医療体制を整備するため、災害時において精神科病院からの患者の受入れや、精神症状の安定化等、精神科医療を提供する上での中心的な役割を担う医療機関である災害拠点精神科病院の指定について、「疾病・事業及び在宅医療に係る医療体制について」(平成29年3月31日付医政地発0331第3号厚生労働省医政局地域医療計画課長通知)の別紙「疾病・事業及び在宅医療に係る医療提供体制構築に係る指針」中「災害時における医療体制の構築に係る指針」(以下「指針」という。)に基づき、必要な事項を定める。

(実施主体)

第2条 災害拠点精神科病院の指定は、福岡県知事がこれを行う。

(指定要件)

第3条 災害拠点精神科病院の指定要件は「災害拠点精神科病院の整備について」(令和元年6月20日付医政発0620第8号厚生労働省医政局長及び障発0620第1号厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部長通知)の別紙「災害拠点精神科病院指定要件」に掲げる「(1)運営体制」及び「(2)施設及び設備」とする。

(申請手続き)

第4条 災害拠点精神科病院に指定されることを希望する医療機関は、福岡県知事に対し、福岡県災害拠点精神科病院指定申請書(様式第1号)及び添付書類(以下「申請書類」という。)を提出しなければならない。

2 前項の申請書類は、福岡県保健医療介護部健康増進課こころの健康づくり推進室において受付を行う。

(指定)

第5条 福岡県知事は、前条第1項に定める申請書類を審査した結果、第3条に定める指定要件を満たしていると認められる場合は、速やかに当該医療機関を災害拠点精神科病院として指定し、福岡県災害拠点精神科病院指定通知書(様式第2号)により通知する。

2 福岡県知事は、申請書類に不備や不足等があった場合に、申請した医療機関に対して補正を求めることができる。

3 福岡県知事は、第1項の審査において、必要がある場合は、追加書類の提出を求めることができる。

(公表)

第6条 福岡県知事は、前条第1項により指定した災害拠点精神科病院について、福岡県保健医療計画に掲載することなどによって公表する。

(指定後の確認)

第7条 福岡県知事は、指定した災害拠点精神科病院が第3条の指定要件を満たしているかについて、毎年確認を行う。

2 国が指針を改正した場合、福岡県知事は、既に指定した災害拠点精神科病院に対し、速やかに通知するとともに、改正後の指針を踏まえ、必要な確認を行う。

3 災害拠点精神科病院は、福岡県知事が行う第1項及び前項に定める確認に協力しなければならない。

(指定の取消し)

第8条 前条による確認の結果、災害拠点精神科病院が第3条の指定要件を満たさなくなり、かつ改善の見込みがないと認められる場合、福岡県知事は災害拠点精神科病院の指定を取り消すことができる。

2 福岡県知事は指定を取り消す際は、当該医療機関に福岡県災害拠点精神科病院指定取消通知書(様式第3号)を交付する。

附 則

この要綱は、令和2年8月24日から施行する。

附 則

この要綱は、令和2年11月26日から施行する。

様式第1号（第4条関係）

年 月 日

福岡県知事 殿

病院所在地

病院名

管理者名

福岡県災害拠点精神科病院指定申請書

福岡県災害拠点精神科病院として指定されるよう、福岡県災害拠点精神科病院指定要綱第4条の規定により、添付書類を添えて申請します。

<添付書類>

（別紙）福岡県災害拠点精神科病院指定要件確認表

- ①DPAT養成研修等修了者一覧表
- ②業務継続計画
- ③被災した状況を想定した研修・訓練計画及び実績
- ④医療関係団体の医療チームと、定期的な訓練及び実績
- ⑤施設図面
- ⑥通信手段の種類と番号
- ⑦EMISのデータ入力訓練実施計画及び実績
- ⑧災害時優先的供給協定書

(別紙) 福岡県災害拠点精神科病院指定要件確認表

・各項目について、確認欄に○：実施・整備済、△：未実施・未整備のいずれかを記入。

なお、△の場合は備考欄に実施・整備予定時期を記入。

	事項	確認	備考	添付書類
1	24時間緊急対応し、災害発生時に被災地内の精神科医療の必要な患者の受入れ及び搬出を行うことが可能な体制を有すること			
2	災害発生時に、被災地からの精神科医療の必要な患者の受入れ拠点にもなること			
3	災害発生から概ね48時間以内に被災地等において活動できる災害派遣精神医療チーム(DPAT先遣隊)を保有し、その派遣体制があることに加え、他機関のDPATやその他医療チームの支援を受け入れる際の待機場所や対応担当者を定めておくこと			①DPAT養成研修等修了者一覧表
4	精神保健及び精神障害者福祉に関する法律第十九条の八の規定に基づき厚生労働大臣の定める指定病院の基準(厚生労働省平成8年厚生労働省告示第90号)に適合した精神科指定病院又は当該告示の基準を満たす精神科病院であること			
5	被災後に早期に診療機能を回復できるよう、業務継続計画が整備されていること			②業務継続計画
6	整備された業務継続計画に基づき、被災した状況を想定した研修及び訓練を実施すること			③研修・訓練計画及び実績
7	地域の精神科医療機関及び地域医師会、日本赤十字社等の医療関係団体とともに定期的な訓練や災害精神科医療に関する研修を実施すること			④研修・訓練計画及び実績
8	病棟(病室、保護室等)、診療棟(診察室、検査室、レントゲン室等)等精神科診療に必要な部門を設けるとともに、患者多数発生時に対応可能なスペース及び簡易ベッド等の備蓄スペースを有すること			⑤施設図面
9	診療機能を有する施設は耐震構造を有すること			
10	災害時も主な診療施設や病棟等を機能させるのに必要な電力を確保するため、自家発電機等を保有し、3日分程度の燃料を確保するとともに、非常時に使用可能なことを検証しておくこと			

	事項	確認	備考	添付書類
11	適切な容量の受水槽の保有、停電時にも使用可能な井戸設備の整備、優先的な給水協定の締結等により、災害時の診療に必要な水を確保すること			
12	衛星電話を保有し、衛星回線インターネットが利用できる環境を整備するとともに、複数の通信手段を保有していること			⑥通信手段の種類と番号
13	広域災害・救急医療情報システム（EMIS）に参加し、災害時に情報を入力する体制を整えるとともに、情報を入力する複数の担当者を事前に定め、入力内容や操作方法などの研修・訓練を行っておくこと			⑦入力訓練実施計画及び実績
14	被災地における自己完結型の医療に対応できる携行式の応急用医療資機材、応急用医薬品、テント、発電機、飲料水、食料、生活用品等を有すること			
15	トリアージ・タグを有すること			
16	食料、飲料水、医薬品等について、流通を通じて適切に供給されるまでに必要な量として、3日分程度を備蓄しておくこと			
17	食料、飲料水、医薬品、燃料等について、地域の関係団体・業者との協定の締結により、災害時に優先的に供給される体制を整えておくこと			⑧協定書
18	近隣の活用可能なヘリコプターの離着陸場の状況について情報を把握しておくこと			
19	被災した精神科病院に入院する精神疾患を有する患者等の広域搬送等のため、一時的に多くの患者を受け入れる場合を想定し、病院敷地内もしくは病院近接地に、患者の一時的避難所を運営するための施設を前もって確保しておくこと			⑤施設図面
20	DPA T先遣隊等の派遣に必要な緊急車輛を有し、その車両には、応急用医療資器材、テント、発電機、飲料水、食料、生活用品等の搭載が可能であること			

様式第2号（第5条関係）

第 号
年 月 日

（病院名） 管理者 様

福岡県知事

福岡県災害拠点精神科病院指定通知書

令和 年 月 日付で福岡県知事に提出のあった、福岡県災害拠点精神科病院指定要綱（以下「要綱」という。）第4条に基づく申請について、要綱第5条の審査の結果、下記のとおり指定する。

記

1 病院名称	
2 病院所在地	
3 管理者名	
4 指定年月日	年 月 日
5 留意事項	<ul style="list-style-type: none">・ 要綱第7条の規定に基づき行う確認調査に協力しなければならない。・ 要綱第8条の規定に基づき指定の取消しを行うことがある。

様式第3号（第8条関係）

第 号
年 月 日

（病院名）管理者 様

福岡県知事

福岡県災害拠点精神科病院指定取消通知書

令和 年 月 日付 第 号による福岡県災害拠点精神科病院の指定
について、福岡県災害拠点精神科病院指定要綱第8条第1項の規定により下記のとおり
取り消す。

記

1 病院名称	
2 病院所在地	
3 管理者名	
4 指定取消年月日	年 月 日
5 取消理由	